

小児慢性特定疾病医療受給者証の申請について

1. 申請に必要なもの

窓口（各保健所）でもらえるもの

- 申請書
- 支給認定基準世帯員記載用紙
（マイナンバー記載用紙）
- 研究利用についての同意書

準備するもの

- 医療意見書（主治医記載）
- 世帯全員の住民票
- 市町村民税所得(非)課税証明書
- 健康保険証の写し^(裏面参照)
- 申請者の身元確認に必要な書類

該当者のみ準備していただくもの

- 同意書（国民健康保険組合の方のみ）
- 世帯内に、申請するお子さんのほかに小児慢性特定疾病医療や特定医療（指定難病）を受給しているかたがいるときは、その受給者証の写し
- 重症患者認定申請書
- 人工呼吸器等装着者申請書



2. 上記申請書類が揃ったら、保健所へ提出します。

※2023年10月1日以降、医療費の支給開始日は、「疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日」等となりました。ただし、遡り期間は原則として申請日から1ヶ月です。



3. 審査会を経て医療受給者証が交付されます。

お手元に届き次第、病院窓口（外来・入院）へご提示下さい。

～ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい～

秋田大学医学部附属病院 地域医療患者支援センター

TEL 018-884-6229



対象疾患:現在 16 疾患群 788 疾病で下記のとおりです。

①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患 ⑬染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患

対象年齢:18 歳未満。ただし 18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合、20 歳未満まで延長可能です。

自己負担:総医療費の 2 割負担。世帯の所得や病気の重症度に応じて、月毎の上限額が設定されます。

入院時の食事代 1/2 の補助有。

市町村民税所得(非)課税証明書

- 1) 受診者が国民健康保険(又は国民健康保険組合)に加入している場合
→世帯内で国民健康保険(又は国民健康保険組合)に加入している方全員のもの
- 2) 受診者が被用者(健康保険組合、協会けんぽ等)に加入している場合
→被保険者本人のもの

※被保険者本人が非課税の場合は以下のとおり

・受診者が被保険者

→申請者(保護者)のものも提出してください

・申請者(保護者)が被保険者

→障害年金や特別児童扶養手当等の受給状況がわかる公的機関が発行した通知等の写し

健康保険証の写し

被保険者証・被扶養者証・組合員証などの医療保険の加入がわかるもの

- 1) 受診者が被用者保険(健康保険組合、共済組合、協会けんぽ等)に加入している場合
→受診者本人と被保険者本人分
- 2) 受診者が秋田市国民健康保険、国民健康保険組合(医師国保、全国建設工事国保など)に加入している場合
→世帯内で国保加入している方全員分

申請窓口

保健所名	所在地	TEL	管轄区域
秋田市保健所	秋田市八橋南一丁目8番3号	018-883-1180	秋田市
大館保健所	大館市十二所字平内新田237番地の1	0186-52-3952	鹿角市、大館市、小坂町
北秋田保健所	北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	0186-62-1166	北秋田市、上小阿仁村
能代保健所	能代市御指南町1番10号	0185-52-4333	能代市、三種町、八峰町、藤里町
秋田中央保健所	潟上市昭和乱橋字古開172番地の1	018-855-5170	男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
由利本荘保健所	由利本荘市水林408番地	0184-22-4122	由利本荘市、にかほ市
大仙保健所	大仙市大曲上栄町13番62号	0187-63-3404	大仙市、仙北市、美郷町
横手保健所	横手市旭川一丁目3番46号	0182-32-4006	横手市
湯沢保健所	湯沢市千石町二丁目1番10号	0183-73-6155	湯沢市、羽後町、東成瀬村